

農業信用保険事業交付金（継続）

【平成19年度予算概算決定額 100百万円】

対策のポイント

農業者の育成・確保を図るため、農業経営に必要な資金の円滑な融通を農業信用保証保険制度の面から支援します。

（参考）

農業は自然条件に影響されやすいこと、需給の変動により農産物価格が変動することといった特性を有しており、こうした特性を踏まえ、農業者の信用力を補完し、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的として、農業信用保証保険制度が設けられています。

この農業信用保証保険制度は、

融資機関が農業者に資金を貸し付けた場合の債務を保証すること（実施機関：農業信用基金協会）

保証した債務のリスクを軽減するための保険を行うこと（実施機関：（独）農林漁業信用基金）

の2つの制度から成り立っています。

政策目標

<平成17年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

農業信用保険基盤の強化

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした経営を展開できるよう、農業者が必要とする資金の円滑な融通を支援するため、国は（独）農林漁業信用基金へ農業信用保険基盤を強化するための交付金を交付します。

[担当課：経営局金融調整課（03-3501-3726（直））]